

WTI原油価格連動型上場投信

2026年3月31日

追加型／海外／その他資産(商品先物)／ETF／インデックス型

ファンドの特色

WTI原油価格連動型上場投信(以下、「当ファンド」といいます。)は、対象指標※(以下に定義します。)に連動する投資成果を目的として、米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連した商品先物取引等を行い、対象指標の変動率に連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

※ 対象指標は、ニューヨーク商業取引所(以下「NYMEX」といいます。)におけるLight, Sweet Crude Oil Futures(以下「WTI 原油先物」といいます。)の直近限月の清算値を円換算で表示した価格です。

WTI 原油先物の価格は、1 バレル当たり、米ドルで表示されます。

円換算には、原則として対顧客相場の仲値を用います。

なお、West Texas Intermediate 原油、通称 WTI 原油はNYMEX のLight, Sweet Crude Oil Futures の受渡供用品の代表的なものです。

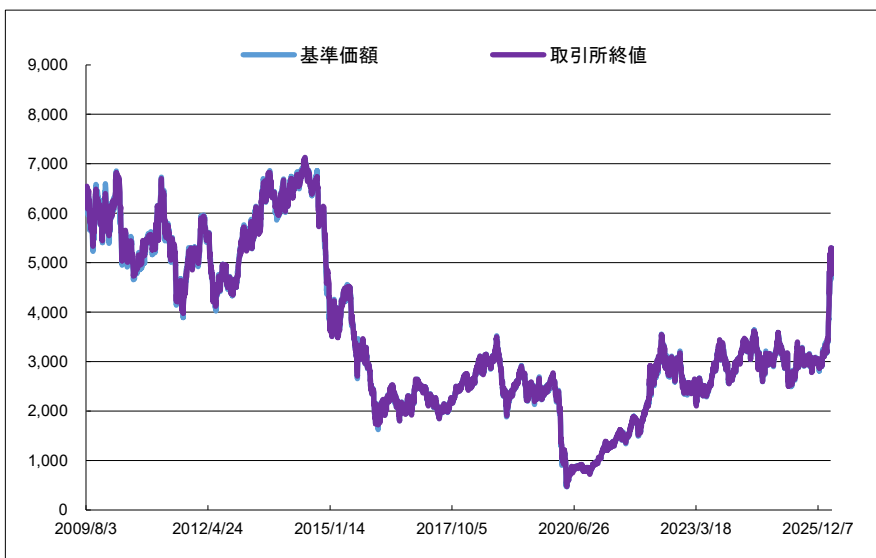
【設定日】	2009年7月31日	【上場取引所】	東京証券取引所	【基準価額】	5,299円
【決算日】	年2回 毎年1,7月15日	【証券コード】	1671	【純資産総額】	393.00億円
【信託期間】	無期限	【上場日】	2009年8月3日		
		【売買単位】	1口		

◆基準価額の騰落率

	1か月	3か月	6か月	1年間	3年間	設定来
ファンドの騰落率	56.17%	76.93%	73.57%	72.27%	121.25%	-12.06%

※ 設定来騰落率は設定日2009年7月31日から直近までの騰落率です。

◆基準価額の推移



※2020年4月20日のWTI原油先物取引の20年5月限の清算値は

1バレル-37.63ドルと史上初めてマイナスになりました。

◆分配金実績(税引前、1口当たり)

決算日	分配金(円)
2024/1/15	0
2024/7/15	0
2025/1/15	0
2025/7/15	0
2026/1/15	0
設定来合計	0

※ 上記は過去のものであり、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

◆資産内容

WTI原油先物取引の買建玉	
2026年06月限	2,129単位
2026年07月限	167単位

資産構成比

外国債券	64.62%
現金等	35.38%
原油先物	89.31%

※ 組入比率は、純資産総額に対するものです。

組入銘柄

銘柄名	償還日	組入比率
US T-BILL	2026/8/13	64.62%

※ 期間別騰落率は、基準価額の騰落率です。投資家利回りとは異なります。
 ※ 基準価額の騰落率は、分配金(税引前)を再投資し計算しております。
 ※ 基準価額は、計算において信託報酬等は控除されています。
 ※ 運用状況は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入られている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等や短期金融資産および商品等を投資対象としているため、また、外貨建資産に投資しますので、これら投資対象の価格変動および為替の変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「WTI原油先物価格の変動リスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」、「WTI原油先物取引の価格(円換算表示価格)と基準価額のかい離リスク」、「流動性リスク」などがあります。

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載するものの一部です。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

◆WTI原油先物価格変動リスク

当ファンドは、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動する投資成果を目的として原油先物取引を活用しますので、原油先物価格の変動の影響を受けます。

原油先物の価格は、原油の生産・在庫・需要といった需給関係や天候、貿易動向、為替レート、金利、各国の政治・経済状況など様々な要因の影響を受けます。それらの要因等によって原油先物の価格が大幅に下落した場合、投資成果に重大な損失が生じることとなります。

◆為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

◆金利変動リスク

当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等に投資します。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

◆信用リスク

当ファンドは、有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合 またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、基準価額が下落することがあります。

◆有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

◆WTI原油先物取引の価格(円換算表示価格)と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

- 原油先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、投資する原油先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、投資している原油先物を売却し、乗り換え対象となる限月の原油先物を買付けることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、WTI原油先物取引の価格と基準価額およびその変動率がかい離することがあります。
- 原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指すため、原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を上回ることがあります。また、場合によっては原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を下回ることがあります。
- 資金の流入から実際に上場原油先物取引を買付けるためのタイミングのずれの発生により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。
- 原油先物取引が限月の最終取引日近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における、売買コストの負担が基準価額の変動率とかい離の要因になる可能性があります。
- 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とかい離の要因になります。

◆流動性リスク

有価証券等や原油先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、商品市場等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び原油先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

◆その他留意点

● ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

● 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません
換金(解約)時手数料	換金(解約)申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記①により計算した額に、下記②により計算した額を加算して得た額とします。

①ファンドの純資産総額に年10,000分の93.5(消費税込)以内の率を乗じて得た額とします。(配分)

運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

総額	年率0.935%(税抜0.85%)	
配分 (税抜)	委託会社	受託会社
	年率 0.80%	年率 0.05%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%(消費税込)以内の額

上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

運用管理費用
(信託報酬)その他費用・
手数料

■組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等(これらの業務を外部に委託する場合も含まれます。)、また、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

■ファンドの上場に係る費用

・新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年未の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。

・上場の年賦課金:毎年未の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet利用料。

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じ

CMEグループの市場データは、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社およびその関連会社(以下、「シンプレクス」といいます。)の特定の商品に関する情報源として、ライセンスに基づき使用されています。CMEグループは、シンプレクスの商品およびサービスとは無関係であり、シンプレクスの商品またはサービスのスポンサー、推奨、または販売促進を行うものではありません。CMEグループは、シンプレクスの商品およびサービスに関していかなる義務または責任も負いません。CMEグループは、シンプレクスにライセンス供与された市場データの正確性および/または完全性を保証するものではなく、その過誤、遺漏または中断について一切の責任を負わないものとします。CMEグループとシンプレクスとの間のいかなる契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

(注)日本語はシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による抄訳であり、その内容、正確性についてはCMEグループには一切の責任はありません。正確なディスプレイスクリーンは英文となります。

CME GROUP MARKET DATA IS USED UNDER LICENSE AS A SOURCE OF INFORMATION FOR CERTAIN PRODUCTS OF SIMPLEX ASSET MANAGEMENT CO., LTD. AND ITS AFFILIATES (HEREINAFTER "SIMPLEX"). CME GROUP HAS NO OTHER CONNECTION TO SIMPLEX'S PRODUCTS AND SERVICES AND DOES NOT SPONSOR, ENDORSE, RECOMMEND OR PROMOTE ANY SIMPLEX'S PRODUCTS OR SERVICES. CME GROUP HAS NO OBLIGATION OR LIABILITY IN CONNECTION WITH SIMPLEX'S PRODUCTS AND SERVICES. CME GROUP DOES NOT GUARANTEE THE ACCURACY AND/OR THE COMPLETENESS OF ANY MARKET DATA LICENSED TO SIMPLEX AND SHALL NOT HAVE ANY LIABILITY FOR ANY ERRORS, OMISSIONS, OR INTERRUPTIONS THEREIN. THERE ARE NO THIRD-PARTY BENEFICIARIES OF ANY AGREEMENTS OR ARRANGEMENTS BETWEEN CME GROUP AND SIMPLEX

設定・運用は

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のもです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。